⑺⑸　販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

⑺⑹　その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

⑺⑺　組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第四号の三の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　　年　　月　　日

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

⑴【投資法人の名称】
⑵【内国投資証券の形態等】
⑶【発行（売出）数】
⑷【発行（売出）価額の総額】
⑸【発行（売出）価格】
⑹【申込手数料】
⑺【申込単位】
⑻【申込期間】
⑼【申込証拠金】
⑽【申込取扱場所】
⑾【払込期日】
⑿【払込取扱場所】
⒀【引受け等の概要】
⒁【振替機関に関する事項】
⒂【手取金の使途】
⒃【その他】

第２【新投資口予約権証券】

⑴【投資法人の名称】
⑵【新投資口予約権証券の形態等】
⑶【発行数】
⑷【割当日】
⑸【新投資口予約権の内容】
①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
③【新投資口予約権の行使時の払込金額】
④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
⑤【新投資口予約権の行使期間】
⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
⑦【新投資口予約権の行使の条件】
⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
⑹【引受け等の概要】
⑺【振替機関に関する事項】
⑻【手取金の使途】
⑼【その他】

第３【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

⑴【銘柄】
⑵【投資法人債券の形態等】
⑶【券面総額】
⑷【各投資法人債の金額】
⑸【発行（売出）価額の総額】
⑹【発行（売出）価格】
⑺【利率】
⑻【利払日及び利息支払の方法】
⑼【償還期限及び償還の方法】
⑽【募集の方法】
⑾【申込証拠金】
⑿【申込期間】
⒀【申込取扱場所】
⒁【払込期日】
⒂【払込取扱場所】
⒃【引受け等の概要】
⒄【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
⒅【振替機関に関する事項】
⒆【投資法人の登録年月日及び登録番号】
⒇【手取金の使途】
(21)【その他】